

## 船舶事故調査報告書

平成29年4月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月25日 20時30分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町今津漁港 今津港西沖防波堤灯台から真方位131°220m付近 (概位 北緯36°10.3′ 東経133°18.6′)
事故の概要	漁船八州丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年9月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 八州丸、3.1トン
船舶番号、船舶所有者等	SN3-15782（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、約12～13ノットの対地速力とし、手動操舵により北西進中、左舷前方にいた先行船の灯火を視認し、その右舷側を追い越す態勢で航行していたところ、浅所に乗り揚げた。  本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.0mであった。 船長は、先行船を追い越す際、追い越すことに気をとられて浅所の存在を失念し、船位を確認していなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、左舷前方の先行船を追い越す際、先行船に意識を向け、船位の確認を行っていなかったことから、浅所に向かっていることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、左舷前方の先行船を追い越す際、先行船に意識を向け、船位の確認を行っていなかったため、浅所に向かっていることに気付かず、本船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船位の確認を行うこと。